

## 前田さんに対する大阪高裁の 不当判決糾弾！

2016年11月25日大阪高等裁判所において、前田さんが会社から2013年の夏季手当を不当に減額され、会社に対して起こした裁判で不当判決が下されました。

この裁判は、前田さんが夏季手当の不当減額を巡って、2013年11月20日、大阪地方裁判所に労働審判として申し立てました。そして労働審判を経て本人訴訟として9回の口頭弁論が開催されました。

その中で前田さんは、会社に対して夏季手当査定中の業務において「注意・指導」したとする管理者と前田さんとのやり取りを記したとする「手書きのメモ用紙（現メモ）」を物的証拠として裁判所に提出すべきであると訴えてきましたが、そのメモを管理者自らの判断でシュレッダーにかけ破棄し、管理者自らの記憶だけに基づいてパソコン入力（裁判の中で各被告証人管理者は、「ねつ造も可能」と証言）した物だけを証拠として提出しました。

「ねつ造・改ざんも可能」な証拠を大阪地方裁判所は採用し、2016年3月24日前田さんに対して「推測・推認」による不当判決を下していました。

この不当判決に対して、前田さんは推測・推認は疑いに過ぎず「疑わしきは罰せず」の原則に基づいての真意を受け止め、公正・公平な判決を求めて再度、高裁の場で会社からの恣意的な夏季手当減額の不当性を明らかにする強い決意のもと、2016年4月5日、大阪高等裁判所に控訴し闘ってきました。

**今回、大阪高裁が下した不当判決に対して満腔の怒りで抗議します！**

今回の高裁の不当判決の中、一方で高裁は「時計の整正の件」では、会社が非違行為だと判断したことは誤りがあると認定し、さらに雨川証人が報告した非違行為には疑問があることを認めさせました。

**私たちは、竹本さん、前田さん両原告と共に連帯した闘いで培った経験と教訓をボーナスカット共同裁判へ繋げさらなる闘いを展開します！**